

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：愛玩動物看護師法施行令

規制の名称：愛玩動物看護師による愛玩動物の診療の補助の実施（対象動物の規定）

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

評価実施時期：令和3年7月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

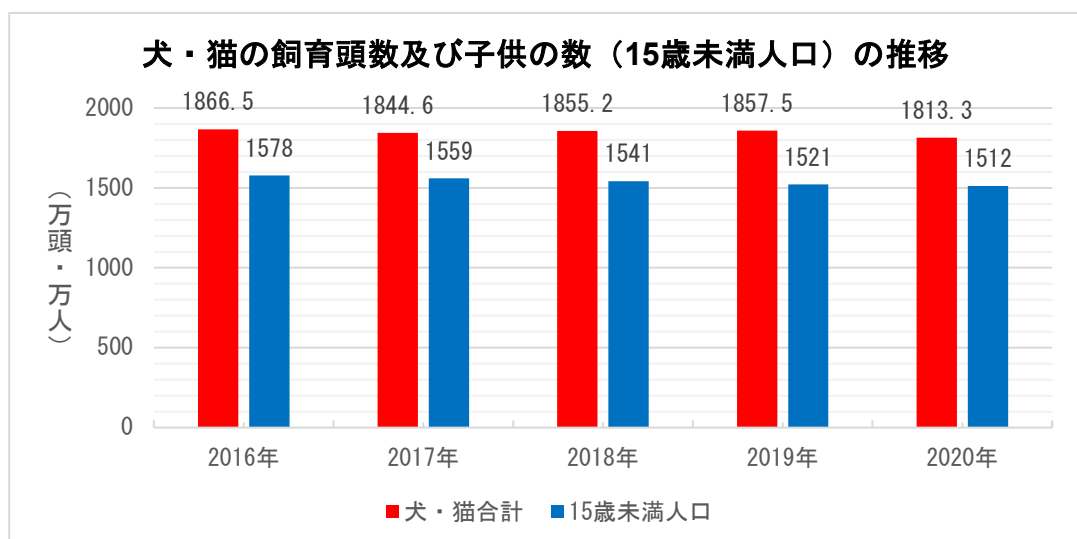
「規制の新設又は改廃を行わない場合に発生すると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

我が国においては、犬、猫等の愛玩動物は、今や多くの家庭において、家族の一員としてかけがえのない存在となっている。これに伴い、飼い主が求める獣医療の内容も高度化、多様化しており、獣医師と動物看護師によるチーム獣医療の充実が期待されている。

犬、猫の飼育頭数についていえば、2020年10月現在で犬848.9万頭、猫964.4万頭と、その合計は約1,800万頭となっており、この数は全国の子供の数（15歳未満人口）である1,512万人（2020年4月現在）を大幅に超えるものとなっている。

○ 犬・猫の飼育頭数及び15歳未満人口の推移

（出典：（一社）ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」及び総務省「人口推計」）



また、しつけなどの飼い主教育の重要性も指摘されているほか、動物を介在した介護や福祉、教育に関する活動も盛んになってきており、これらの活動の充実に向けて、動物看護師の役割が大変重要となっている。

こうした状況を踏まえ、愛玩動物の獣医療の普及・向上や適正な飼養に寄与するため、令和元年6月、議員立法により愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）が制定され、愛玩動物看護師の国家資格化が図られたところ。

法第2条第1項では「「愛玩動物」とは、獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう」とこととされている。獣医師法第17条に規定されているその他の飼育動物については、飼育者が飼育に関しての知識、経験等を有していることが多いと考えられること等から、立法過程において法の対象から除外されている。

法では、愛玩動物看護師が行う業務として、（1）獣医師の指示の下行われる愛玩動物の診療の補助、（2）世話その他の看護、（3）愛護・適正飼養に係る助言その他支援の3つが規定されている。

このうち、特に（1）愛玩動物の診療の補助は、獣医師の指示の下行われる採血、投薬等を行い、獣医師が行う場合のほかは、愛玩動物看護師の免許を受けた者でなければ行うことができない（いわゆる業務独占）。

今般、法に規定のある犬及び猫のほか「愛玩動物」に含まれる動物の種類について、法の施行（令和4年5月1日）に先立って政令で新たに規定し、明確化することが必要となっている。

②で述べるとおり、政令で規定する動物の種類としてはオウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種が考えられるところ、本案を実施しない場合、鳥の飼育羽数91.8万羽以上※のうち大部分を占める愛玩鳥について愛玩動物看護師による「診療の補助」業務が行われな

※：鳥を飼育しているのは、総世帯数57,380,526×飼育率1.6%=918,088世帯

（2020年10月現在。（一社）ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」から推計。）

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

①で記述したとおり、法の制定に伴い、犬及び猫以外の「愛玩動物」の種類を規定し、愛玩動物看護師が行う「診療の補助」業務を行う対象を明確化する必要がある。

【非規制の政策手段】

(1) 獣医師法第 17 条の飼育動物は「牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他・・・政令で定めるもの」であり、獣医師法施行令（平成 4 年政令第 273 号）第 2 条において、政令で定める飼育動物としてオウム科全種、カエデチヨウ科全種及びアトリ科全種（以下「愛玩鳥」と総称する。）が規定されていること。

なお、獣医師法施行令において愛玩鳥が規定されている理由としては、

ア 小動物として、犬及び猫に次ぐ飼育世帯数を有していること

イ オウム病の人への感染、これによる死亡例が発生し、公衆衛生の観点から重要な問題となっていること

ウ 獣医師の技術的対応能力も十分にあると考えられること

等が挙げられる。（地球社「獣医師法・獣医療法の解説」）

(2) 一般に愛玩動物とは「猫や犬など、愛玩する目的で飼う動物。ペット」を、愛玩とは「（小動物などを）大切にしておもしろがること」をいい（岩波書店「広辞苑 第五版」）、これら定義を踏まえると、獣医師法第 17 条の飼育動物のうち主として愛玩する目的で飼う動物に該当するものは、法に規定のある犬及び猫のほかは、愛玩鳥であること。

(3) 人の医療分野における「チーム医療」（医療の質や安全性の向上及び高度化・複雑化に伴う業務の増大に対応するため、多種多様なスタッフが各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完しあい、患者の状況に的確に対応した医療を提供するもの）の考え方と同様に、家族の一員としてかけがえのない存在となっている愛玩動物について「チーム獣医療」の充実が求められること。

等に鑑みると、愛玩動物看護師が「診療の補助」業務を行う対象が犬及び猫のみであることは不相当である。

また、愛玩動物看護師として、一定の知識及び技能を持った者のみが「診療の補助」業務を実施可能とするよう規律する枠組みが前提となっていることから、補助金等の非規制の政策手段は想定し得ない。

【規制の緩和の内容】

法における「愛玩動物」に含まれる動物の種類として、愛玩鳥を政令で規定することにより、犬、猫及び愛玩鳥について、愛玩動物看護師は、獣医師法の規定にかかわらず「診療の補助」業務を行うことができることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

現在、動物看護に係る民間資格としては、（一財）動物看護師統一認定機構が試験事務、登録事務等を実施する認定動物看護師資格などが存在している。

この認定動物看護師資格を取得するには、

- ・大学、専修学校における「認定動物看護師教育コアカリキュラム」の履修
- ・動物看護師統一認定試験の受験・合格
- ・認定動物看護師の認定申請

が必要となる。

これらに要する費用（1人当たり）については、具体的には、

- （1）大学の場合、1年間に要する学費の平均金額は1,208,800円（（独法）日本学生支援機構「平成30年度学生生活調査」）であり、卒業までの4年間で要する学費として計4,835,200円

専修学校の場合、1年間に要する学費の平均額は1,173,600円（（独法）日本学生支援機構「専修学校生生活調査（平成30年度（試行）」）であり、2年間で要する学費として計2,347,200円

- （2）動物看護師統一認定試験の受験には、16,500円

- （3）認定動物看護師の認定申請には、11,000円

がそれぞれ必要となることから、認定動物看護師として業務を実施しようとする場合、大学を卒業するときには1人当たり4,862,700円が、専修学校を卒業するときには1人当たり2,374,700円が必要となる。

他方、愛玩動物看護師の免許を受けて業務を実施しようとする場合には、

- ・大学の卒業又は養成所（専修学校等）での3年以上の知識及び技能の修得
- ・愛玩動物看護師国家試験の受験・合格
- ・愛玩動物看護師免許の申請

が必要となる。

これらに要する費用（1人当たり）については、具体的には、

- （1）大学の場合、卒業までの4年間で要する学費として計4,835,200円

養成所（専修学校等）の場合、3年間で要する学費として計3,520,800円

(2) 政令で定める額の受験手数料を納付することとされている(法第33条第1項)愛玩動物看護師国家試験の受験には、27,200円(予定)

(3) 愛玩動物看護師免許の登録申請には、登録免許税として9,000円(法附則第8条による改正後の登録免許税法別表第1第32号(20の2))、手数料として5,800円(予定)

がそれぞれ必要となることから、愛玩動物看護師の免許を受けて業務を実施しようとする場合、大学を卒業するときには1人当たり4,877,200円が、養成所(専修学校等)を卒業するときには1人当たり3,562,800円が必要となる。

これらを踏まえると、既存(認定動物看護師資格)の教育体制と新規(愛玩動物看護師資格)の教育体制の差による金額差としては、一人当たりの金額で、大学を卒業するときは14,500円、養成所(専修学校等)を卒業するときは1,188,100円、新規の教育体制の方が高額となることが見込まれる。

また、民間資格である認定動物看護師資格に係る試験の実績に鑑みると、愛玩動物看護師国家試験について、大学を卒業する受験者数は1年当たり400名、養成所(専修学校等)を卒業する受験者数は1,400名と、また、試験に合格し免許を受ける者はそれぞれ約65%と見込まれる。

このため、遵守費用の合計は、年間で
 $14,500 \text{円} \times 400 \text{名} \times 0.65 + 1,188,100 \text{円} \times 1,400 \text{名} \times 0.65 = 1,084,941,000 \text{円}$
となる。

なお、上記については「愛玩動物看護師」の免許取得に必要な経費であり、愛玩鳥を追加しても資格者の増減は見込まれないことから、追加的な遵守費用は発生しない。

【行政費用】

愛玩動物看護師による愛玩動物の「診療の補助」の実施を担保するための事務として、愛玩動物看護師以外の者が「診療の補助」業務を行っていないかを監視する事務を行う必要がある。

しかし、現在でも飼育動物診療施設で獣医師以外の者が働いている中で、獣医師法、獣医療法(平成4年法律第46号)など関係法令を遵守した診療が行われているかを監視指導する体制が既に存在していることから、本件に伴う追加的な行政費用は生じない見込み。

なお、試験実施については、指定試験機関に事務を行わせる予定であり、その費用(会場借用、問題作成、人件費等)は、受験料により賄うこととされている。加えて、愛玩動物看護師の登録の実施等については、指定登録機関に事務を行わせる予定であり、手数料により賄うこととされている。

このため、試験実施及び愛玩動物看護師登録による追加的な行政費用は生じない見込み。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が発生する可能性があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

愛玩動物看護師が、獣医師の指示によらず診療の補助を行った場合は獣医師法違反となるため、法令を遵守した診療が行われるよう適切な監視指導体制が必要となる。先述のとおり、飼育動物診療施設では獣医師以外の者が働いており、関係法令を遵守した診療が行われているかを監視指導する体制が既に存在していることから、本件に伴う追加的な行政費用は生じない見込み。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

法における「愛玩動物」に含まれる動物の種類として愛玩鳥を規定し、犬、猫及び愛玩鳥について愛玩動物看護師が「診療の補助」を行うことができるようにした場合、現に民間資格である認定動物看護師資格を有する者（27,297名。2021年6月1日現在。）などのうち一定数が愛玩動物の「診療の補助」業務を、小動物診療に従事する獣医師15,774名（平成30年時点。農林水産省調べ。）が愛玩動物の診療を実施することとなり、獣医師と愛玩動物看護師とで互いに連携・補完しあい、愛玩動物の状況に的確に対応した「チーム獣医療」の提供がより一層進められることとなる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

飼育者が2019年の1年間に「ケガや病気の治療費」としてかけた費用は、犬は44,869円、猫は23,919円、鳥は5,710円である。（アニコムホールディングス株式会社「アニコム 家庭

どうぶつ白書 2019)」

また、犬及び猫の飼育頭数は、前述のとおりそれぞれ犬 848.9 万頭、猫 964.4 万頭であり、また、愛玩鳥を含む鳥の飼育羽数は 91.8 万羽以上と推計される。

これらを踏まえ、また、鳥のうち愛玩鳥の割合を 80%と仮定すると、犬、猫及び愛玩鳥に「ケガや病気の治療費」としてかけられている費用は、年間約 6,158 億円 ※以上と推計される。

※ 犬：約 3,809 億円、猫：約 2,307 億円、愛玩鳥：約 42 億円

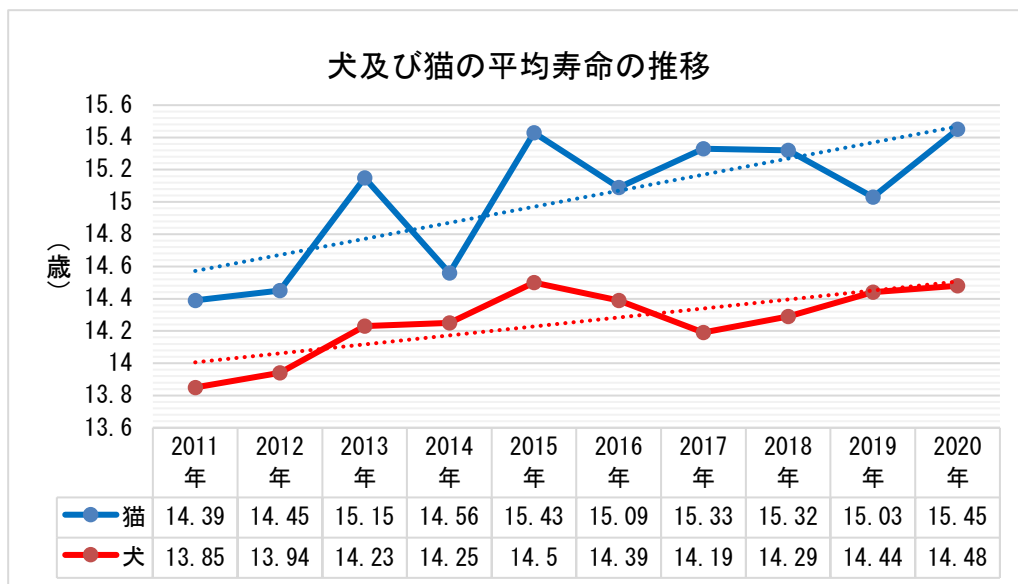
「チーム獣医療」の充実による適切な業務分担による診療の効率化、早期の診療の実施が果たされた場合、その効果を個別具体的に示すことは困難であるものの、上記費用が一定程度低減することが見込まれる。

また、犬、猫等の愛玩動物は、今や多くの家庭において、家族の一員としてかけがえのない存在となっており、その生命・健康の維持、増進は、金銭価値化は困難ではあるものの、非常に大きな価値を有するところ。

例えば、近年の獣医療技術の進展等により、犬及び猫の平均寿命はこの 10 年で約 0.6 歳、約 1.1 歳延びており、愛玩動物看護師の参画による「チーム獣医療」の更なる充実によって、愛玩動物が必要な診療を受ける機会が増えること等が見込まれる。

○ 犬及び猫の平均寿命の推移

(出典：(一社) ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」 2011 年・2012 年は調査対象者の年齢を「20～69 歳」にて集計、2013 年以降は調査対象者の年齢を「20～79 歳」にて集計)



⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

これまで獣医師しか行うことができなかった「診療」のうち一部を、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下「診療の補助」として行うことができることとする規制緩和であり、削減される遵守費用は存在しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

愛玩動物看護師は、「診療の補助」業務以外にも看護、愛護等に係る業務を実施することとしており、愛玩動物の獣医療の普及・向上や適正な飼養の推進等が見込まれる。

また、愛玩動物看護師が「診療の補助」を行える対象に愛玩鳥を加えることで、愛玩動物看護師は愛玩鳥の採血等を行うことが可能となり、診療の効率化が図られることによって、愛玩鳥の年間治療費約 42 億円（推計）の一部が削減可能となる見込み。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本案の結果として、政令の制定に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない。
また、「診療の補助」業務を担う愛玩動物看護師が愛玩鳥についてもその業務を行うことでケガや病気の治療費の低減が見込まれる。
これら費用と便益を比べると便益が費用を上回ることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

獣医師法第17条の飼育動物は「牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他・・・政令で定めるもの」であり、獣医師法施行令において、政令で定める飼育動物としてオウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種が規定されている。

愛玩動物看護師は、その名称のとおり「愛玩動物」について業務を行う者であるところ、その対象として愛玩鳥を指定するほか、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。（獣医師が診療を行う愛玩動物のうち一部について、愛玩動物看護師が「診療の補助」を行えないこととすることは不適當。）

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「愛玩動物」に含まれる動物の種類について、学識経験者等を招き開催した「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」において議論が行われ、法律に規定のある犬及び猫のほか、オウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種を指定することが適当とされたところである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後5年を目途として事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

愛玩動物看護師免許を受けた者の数、愛玩動物看護師の就業状況等の把握により、効果を把握する。